

備前市監査委員告示第2号

令和元年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和元年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が備前市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表します。

令和5年8月30日

備前市監査委員 小野田 隼也
備前市監査委員 土 器 豊

所 管 部 署

産業振興課（産業観光課）

【要望事項】	措 置 状 況
<p>岡山県建設労働組合補助金について、繰越金が多額に発生していることを踏まえ、今後の継続について検討する必要がある。</p>	<p>岡山県建設労働組合補助金については、補助金見直しの指針に基づき、予算措置及び交付決定を行っており、組合員の技術向上、福祉向上、産業振興を図るための事務事業を対象とし交付しています。</p> <p>交付団体（和気支部備前地区、日生地区）には繰越金が多額に発生していることを踏まえ、今後、繰越金が増額する場合は補助金額の減額等の措置を行うことを伝えています。</p> <p>各団体の繰越金の状況は、組合員の減少に伴う会費の減少などの影響により、近年減少傾向にあり、現在と同様の活動を続けた場合、今後の組合運営が困難になることが予測されます。</p> <p>また、当組合は毎年、市内のこども園、小・中学校で原材料費のみの負担で修繕する奉仕活動を行うなど、本市の産業振興に資する団体であることから、今後も引き続き、繰越金の状況などに注視しつつ、協議、検討を行ってまいります。</p>